

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年8月7日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 西條栄福

(別紙)

1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 西條 栄福

2 監査の概要

(1) 監査執行期日

平成27年7月21日

(2) 監査の対象とした事項

次の団体に係る補助金等交付、公の施設の管理団体指定等に関する事務の執行状況及び各団体における補助金等に係る出納関係事務、公の施設の指定管理に係る出納関係事務等（主として平成26年度に執行された事務）

ア 財政援助団体

南三陸町水田農業推進協議会

南三陸町有害動植物等対策協議会

南三陸町体育協会

イ 公の施設の管理団体（指定管理者）

株式会社清建（公の施設：南さんりく斎苑）

(3) 監査の執行方法

関係書類に基づいて一連の事務手続について調査を実施するとともに、関係職員から、事務の処理状況について聴取を行った。

(4) 監査の着眼点

ア 補助金等交付所管課

- ① 事務処理は法令等に適合しているか
- ② 補助金交付要綱は整備されているか
- ③ 補助金額の算定、交付方法、交付時期、手続等は適正か
- ④ 補助金等交付の目的及び対象事業の内容は明確か

イ 補助金等受益団体

- ① 補助金等の請求、受領は適正にされているか
- ② 出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか

ウ 指定管理関係事務所管課

- ① 管理者の指定は、適正、公正に行われているか
- ② 管理に関する経費の算定、手続等は適正か
- ③ 管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか

エ 指定管理者

- ① 施設は、適切に管理されているか
- ② 協定等に基づく業務の履行は適正か

③ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか

3 監査の結果

補助金等交付所管課における事務手続、及び受益団体における出納その他の事務については、補助金等交付規則や補助金交付要綱等の規定に基づいて、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、公の施設の指定管理等に関する事務については、条例等の関係規定に基づいて処理されており、施設の管理運営もおおむね適正に行われていると認められた。

なお、軽易と認められる事項については、関係職員等に注意を促した。

4 結び

今年度の財政援助団体等の監査においては、補助金等交付事務の執行状況、公の施設の指定管理に関する事務の執行状況の確認等を主眼として実施したものである。

監査の結果は、前述のとおり、おおむね適正であると認められた。

今後も、関係法規等に基づき、補助金等交付事務の適正な執行及び公の施設の適正な管理運営に、一層の配意がなされることを望み、結びとする。